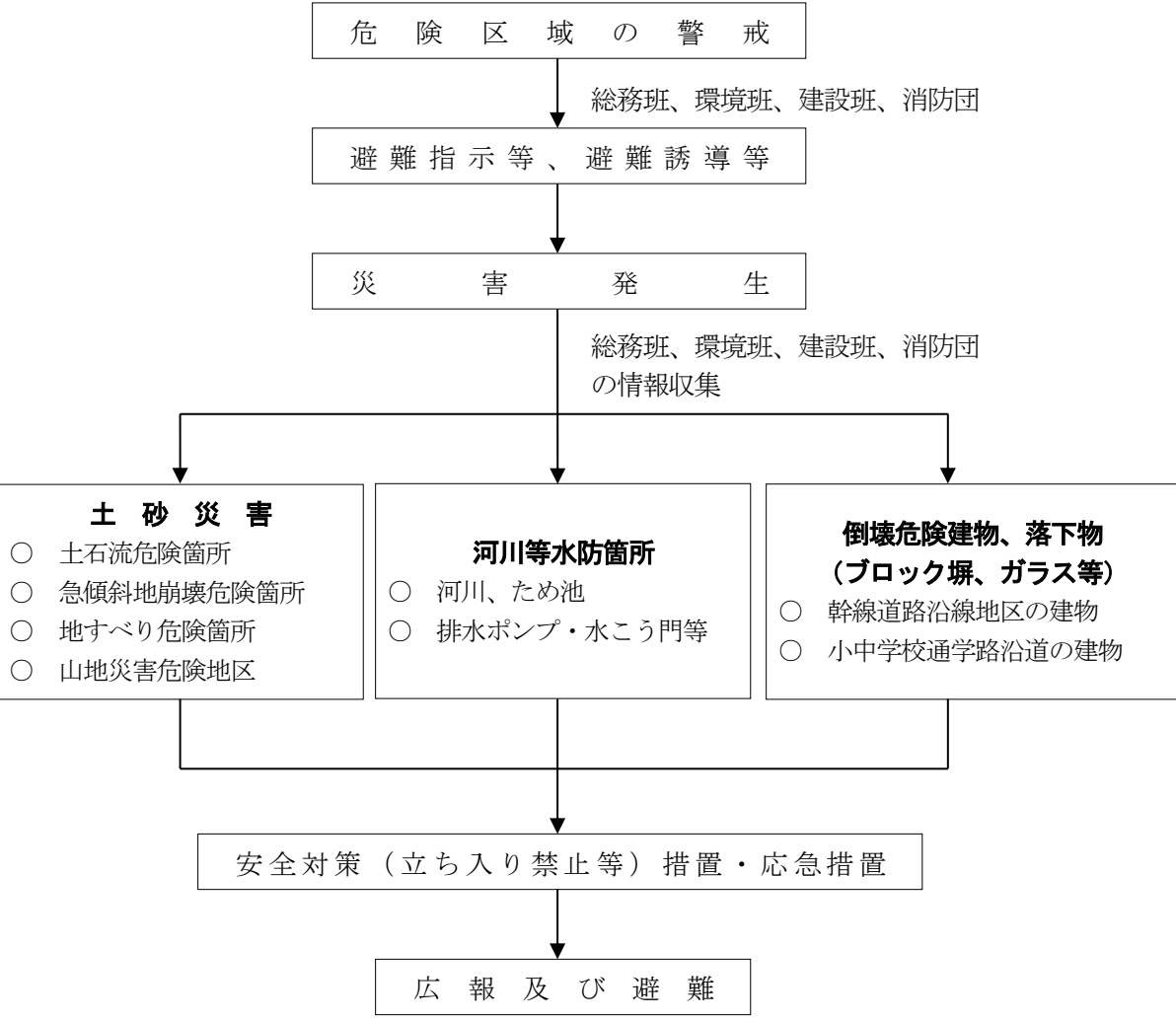
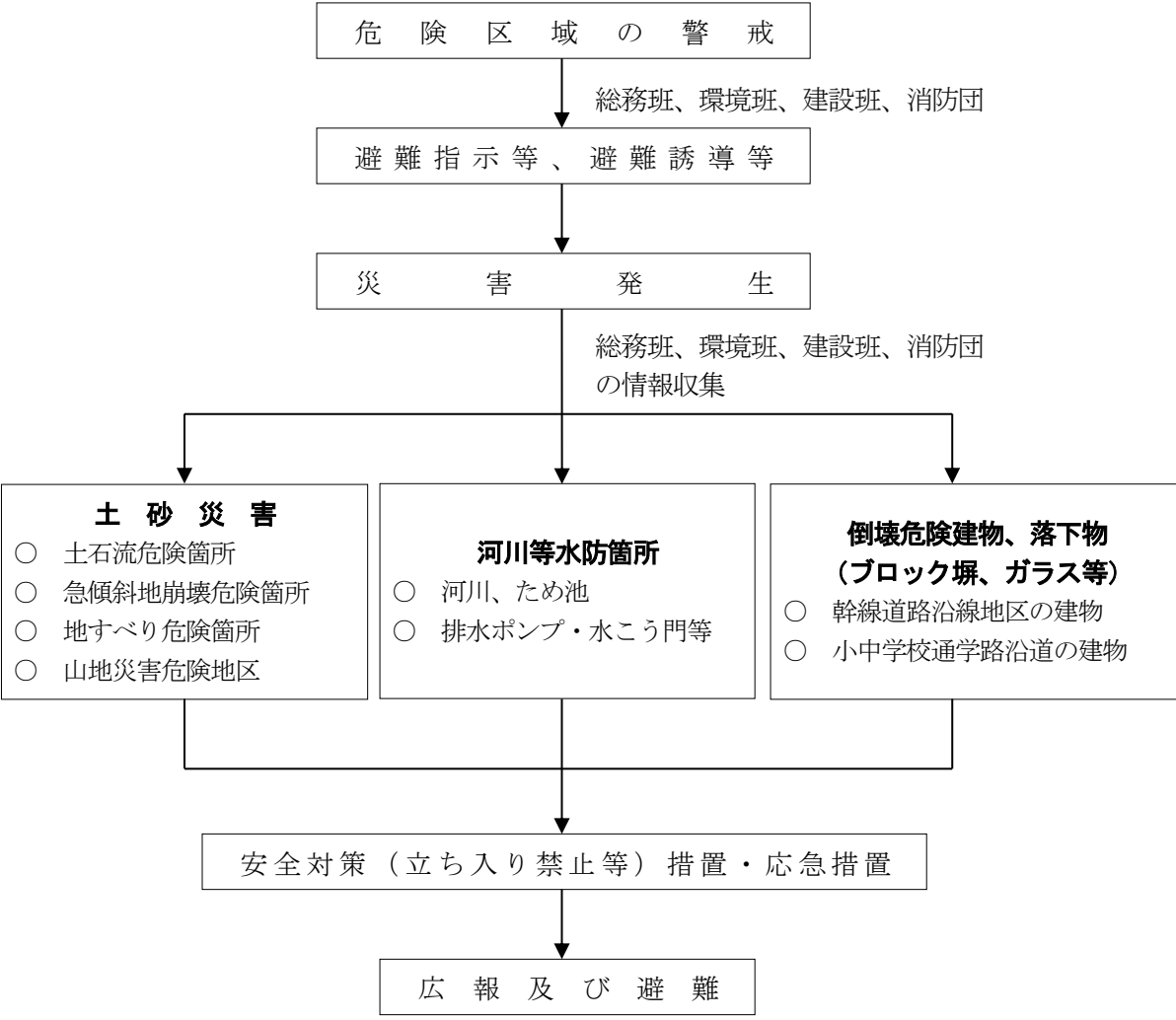


項	現行	修正後	備考																																				
69	<p>第4編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 防災配備体制</p> <p>第1節 ~ 第3節 (略) 防災配備体制設置基準</p> <p>第4節 災害対策本部</p> <p>1 ~ 4 (略) 設置場所</p> <p>5 組織・運営 災害対策本部の組織及び運営は、鳥栖市災害対策本部条例に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組織 ① ~ ④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策本部所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>班名 ◎班長 班員</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建設部</td> <td>建設第1班 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員</td> <td>○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開</td> </tr> <tr> <td>救助班 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設第3班 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下 (略)</td> <td>以下 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>6 (略)</p>		班名 ◎班長 班員	所掌事務		(略)	(略)	建設部	建設第1班 (略)	(略)	建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員	○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開	救助班 (略)	(略)	建設第3班 (略)	(略)		以下 (略)	以下 (略)	<p>第4編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 防災配備体制</p> <p>第1節 ~ 第3節 (略) 防災配備体制設置基準</p> <p>第4節 災害対策本部</p> <p>1 ~ 4 (略) 設置場所</p> <p>5 組織・運営 災害対策本部の組織及び運営は、鳥栖市災害対策本部条例に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組織 ① ~ ④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策本部所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>班名 ◎班長 班員</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建設部</td> <td>建設第1班 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員</td> <td>○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害警戒区域等及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開</td> </tr> <tr> <td>救助班 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設第3班 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下 (略)</td> <td>以下 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>6 (略)</p>		班名 ◎班長 班員	所掌事務		(略)	(略)	建設部	建設第1班 (略)	(略)	建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員	○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害警戒区域等及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開	救助班 (略)	(略)	建設第3班 (略)	(略)		以下 (略)	以下 (略)	<p>文言の修正</p>
	班名 ◎班長 班員	所掌事務																																					
	(略)	(略)																																					
建設部	建設第1班 (略)	(略)																																					
	建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員	○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開																																					
	救助班 (略)	(略)																																					
	建設第3班 (略)	(略)																																					
	以下 (略)	以下 (略)																																					
	班名 ◎班長 班員	所掌事務																																					
	(略)	(略)																																					
建設部	建設第1班 (略)	(略)																																					
	建設第2班 ◎維持管理課長 維持管理課員	○ 道路の被害調査と応急対応 ○ 土砂災害警戒区域等及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開																																					
	救助班 (略)	(略)																																					
	建設第3班 (略)	(略)																																					
	以下 (略)	以下 (略)																																					
98																																							

項	現行	修正後	備考
120	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 ～ 第3節 (略)</p> <p>第4節 相互協力・応援要請表 (略)</p> <p>第1 ～ 第6 (略)</p> <p>第7 ボランティアセンターの設置・運営</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 ボランティアの活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専門ボランティア 専門ボランティアの主な活動は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ○ 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） ○ 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会） ○ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） ○ 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） ○ 福祉（介護、手話通訳等） ○ 無線（アマチュア無線技士） ○ 特殊車両操作（大型重機等） ○ 通訳（語学） ○ 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） ○ 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等） ○ その他特殊な技術を有する者 	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 ～ 第3節 (略)</p> <p>第4節 相互協力・応援要請表 (略)</p> <p>第1 ～ 第6 (略)</p> <p>第7 ボランティアセンターの設置・運営</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 ボランティアの活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専門ボランティア 専門ボランティアの主な活動は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ○ 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） ○ 土砂災害警戒区域等の調査（砂防ボランティア協会） ○ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） ○ 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） ○ 福祉（介護、手話通訳等） ○ 無線（アマチュア無線技士） ○ 特殊車両操作（大型重機等） ○ 通訳（語学） ○ 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） ○ 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等） ○ その他特殊な技術を有する者 	<p>文言の修正</p>

項	現行	修正後	備考																								
141	<p>第5節 ～ 第8節 (略)</p> <p>第9節 危険官署の対策</p> <p>表 (略)</p>  <p>資料編 河川等水防箇所、<u>土砂災害危険箇所</u>、山地災害危険地区</p> <p>第1 (略)</p> <table border="1" data-bbox="222 1659 1350 1890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂災害</td> <td>○ 土石流危険区域</td> <td rowspan="4">○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護</td> </tr> <tr> <td>○ 急傾斜地崩壊危険箇所</td> </tr> <tr> <td>○ 地すべり危険箇所</td> </tr> <tr> <td>○ 山地災害危険地区</td> </tr> <tr> <td>水防箇所</td> <td>○ 河川・ため池</td> <td>○ 立入禁止の措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所	対応	土砂災害	○ 土石流危険区域	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護	○ 急傾斜地崩壊危険箇所	○ 地すべり危険箇所	○ 山地災害危険地区	水防箇所	○ 河川・ため池	○ 立入禁止の措置	<p>第5節 ～ 第8節 (略)</p> <p>第9節 危険官署の対策</p> <p>表 (略)</p>  <p>資料編 河川等水防箇所、<u>土砂災害警戒区域等</u>、山地災害危険地区</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 第2 安全対策の実施・応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1469 1659 2597 1890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土砂災害</td> <td>○ 土石流危険区域</td> <td rowspan="4">○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護</td> </tr> <tr> <td>○ 急傾斜地崩壊危険箇所</td> </tr> <tr> <td>○ 地すべり危険箇所</td> </tr> <tr> <td>○ 山地災害危険地区</td> </tr> <tr> <td>水防箇所</td> <td>○ 河川・ため池</td> <td>○ 立入禁止の措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所	対応	土砂災害	○ 土石流危険区域	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護	○ 急傾斜地崩壊危険箇所	○ 地すべり危険箇所	○ 山地災害危険地区	水防箇所	○ 河川・ため池	○ 立入禁止の措置	<p>備考</p> <p>文言の修正</p>
区分	箇所	対応																									
土砂災害	○ 土石流危険区域	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護																									
	○ 急傾斜地崩壊危険箇所																										
	○ 地すべり危険箇所																										
	○ 山地災害危険地区																										
水防箇所	○ 河川・ため池	○ 立入禁止の措置																									
区分	箇所	対応																									
土砂災害	○ 土石流危険区域	○ 立入禁止の措置 ○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護																									
	○ 急傾斜地崩壊危険箇所																										
	○ 地すべり危険箇所																										
	○ 山地災害危険地区																										
水防箇所	○ 河川・ため池	○ 立入禁止の措置																									
142																											

項	現行			修正後			備考
危険建物	○ 排水ポンプ・水こう門等	○ 水防工法	○ 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) ○ 沿道通行禁止措置の実施 ○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)	危険建物	○ 排水ポンプ・水こう門等	○ 水防工法	○ 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) ○ 沿道通行禁止措置の実施 ○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)
	○ 幹線道路沿道の建物 ○ 小中学校通学路沿道の建物	ブロック塀等			○ 倒壊、落下危険の標識設置 ○ 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)	ブロック塀等	
第3 (略)	資料編 河川等水防箇所、排水ポンプ及び水こう門設置箇所、 <u>土砂災害危険箇所</u> 、 <u>山地災害危険地区</u>			資料編 河川等水防箇所、排水ポンプ及び水こう門設置箇所、 <u>土砂災害警戒区域等</u> 、 <u>山地災害危険地区</u>			文言の修正